

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

（あて先）岡崎市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 ○ ○ ○ ○

（※署名又は記名押印）

住所 岡崎市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地

（電話番号） 0 5 6 4 - ○ ○ - ○ ○ ○ ○

〔申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。〕

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的に記載すること。） ○○○○○○に使用するため
3 閲覧者の氏名及び住所	○ ○ ○ ○ 岡崎市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地
4 閲覧事項の管理の方法	（管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること） 令和○○年○○月○○日まで、事務所の鍵の掛かるロッカーに保管し、その後シュレッダーにかけて処分廃棄する。
5 閲覧対象者の範囲	第○○投票区より○○件、第○○投票区より○○件 合計○○件分
6 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。） 閲覧者は、○○○○の指定するものであり、○○○○の○○です。
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	（現職の場合は、その職名も併せて記載すること。） ○○○○○○○選挙 ○○○○○
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	（添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。） 実績を示す○○○○○○を添付する。

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）の「8 候補者閲覧事項取扱者の指定」  
をする場合に御提出ください。

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

（あて先）岡崎市選挙管理委員会委員長

申出者 氏名 ○ ○ ○ ○

（※署名又は記名押印）

住所 岡崎市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地

（電話番号） 0 5 6 4 - ○ ○ - ○ ○ ○ ○

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第28条の2第4項の規定に基づき、  
閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり、申し出ます。

氏 名	住 所
○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地
○ ○ ○ ○	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）の「10 承認法人の申出」をする場合に御提出ください。

### 承認法人に関する申出書

年 月 日

(あて先) 岡崎市選挙管理委員会委員長

申出者 政党その他の政治団体の名称

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

代表者の氏名 (※署名又は記名押印)

○ ○ ○ ○

主たる事務所の所在地

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地

(電話番号) ○○○○-○○-○○○○

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第 28 条の 2 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2 法人の代表者の氏名	○ ○ ○ ○
3 法人の主たる事務所の所在地	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ 番地
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性について具体的に記載すること。) ○○○○○○○○○○○○のために必要なため
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	○○○○部 氏名 ○○ ○○、○○ ○○、○○ ○○
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) 令和○○年○○月○○日まで、事務所の鍵の掛かるロッカーに保管し、その後シュレッダーにかけて処分廃棄する。
7 閲覧者に関する事項	(法第 28 条の 2 第 9 項において読み替えて適用される同条第 1 項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。) 閲覧者は、○○○○の指定するものであり、○○○○の○○です。